

法務省民商第 4 7 号
令和 7 年 3 月 2 4 日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

商業登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて (通達)

商業登記規則の一部を改正する省令 (令和 7 年法務省令第 1 0 号。以下「改正省令」という。) が本日公布され、本年 4 月 2 1 日から施行されることとなりましたが、これに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通達中「商登規」とあるのは、改正省令による改正後の商業登記規則 (昭和 3 9 年法務省令第 2 3 号) をいい、引用する条文は、特に「旧」の文字を冠する場合を除き、改正省令による改正後のものです。

記

第 1 印鑑の提出に係る改正

1 本店を他の登記所の管轄区域内に移転する登記の申請における印鑑の提出

本店を他の登記所の管轄区域内に移転する登記の申請があった場合には、旧所在地を管轄する登記所においては、却下事由がない限り、当該登記の申請人に関する印鑑記録 (商登規第 9 条の 2 第 1 項及び第 1 1 条第 3 項の規定による記録をした印鑑記録を除く。以下同じ。) を新所在地を管轄する登記所に移送しなければならないとされた (商登規第 9 条第 1 2 項)。

また、新所在地を管轄する登記所が上記によって印鑑記録の移送を受けたときは、当該登記所において、却下事由がない限り、当該登記所に当該印鑑

記録に係る印鑑の提出があったものとみなすとされた（商登規第 9 条第 1 3 項）。

このため、当該登記の申請人においては、改めて新所在地を管轄する登記所に印鑑届書の提出をすることを要しない。

これに伴い、旧所在地を管轄する登記所から新所在地を管轄する登記所への印鑑の送付も不要となる（商登規第 6 5 条第 1 項（他の規定において準用する場合を含む。））。

2 経過措置

改正省令の施行の日前に本店を他の登記所の管轄区域内に移転する登記の申請書が旧所在地を管轄する登記所に提出された場合の新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出及び当該印鑑に関する事務に関しては、なお従前の例によるとされたため、旧商登規の規定が適用される。

なお、改正省令の施行の日前に、新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出が旧所在地を管轄する登記所にされたときは、旧所在地を管轄する登記所における旧商登規第 9 条第 1 3 項の規定による当該印鑑の新所在地を管轄する登記所への送付が改正省令の施行の日後となっても、旧商登規の規定が適用されることとなる。

3 法人等の登記における取扱い

商登規第 9 条第 1 2 項及び第 1 3 項並びに第 6 5 条第 1 項の規定については、各種法人等登記規則（昭和 3 9 年法務省令第 4 6 号）第 5 条、特定目的会社登記規則（平成 1 0 年法務省令第 3 7 号）第 3 条、投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成 1 0 年法務省令第 4 7 号）第 8 条、投資法人登記規則（平成 1 0 年法務省令第 5 1 号）第 3 条、限定責任信託登記規則（平成 1 9 年法務省令第 4 6 号）第 8 条及び一般社団法人等登記規則（平成 2 0 年法務省令第 4 8 号）第 3 条において準用されているので、前記 1 及び 2 と同様の取扱いをすることとなる。

第 2 その他の改正

受付帳の保存期間については、「当該年の翌年から十年間」とされた（商登規第 3 4 条第 4 項第 3 号）。

なお、期間の起算点を含め、従前の取扱いから変更はない。